

# 伊予市後援名義使用許可事務取扱要綱

平成 18 年 9 月 15 日

告示第 116 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体が行う学術、芸術、スポーツ、社会教育、産業、福祉保健及び地域振興等の事業について、伊予市(以下「市」という。)の後援名義の使用を許可することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用できる名義)

第2条 後援名義の使用を許可する名義は、「伊予市」とする。

(申請)

第3条 後援名義を使用しようとする団体の代表者は、次に掲げる書類をあらかじめ市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 伊予市後援名義使用許可申請書(様式第1号)
- (2) 企画書等事業の内容を記載した書類
- (3) 定款、会則等その団体の概要を示す書類(国又は他の地方公共団体以外の団体が、初めて申請する場合に限る。)
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、原則として後援名義を使用する日の30日前までに行わなければならない。

(許可の要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業を行う団体に対し、後援名義の使用を許可することができる。

- (1) 事業の目的及び開催日程が明確であること。
- (2) 事業内容が、公益性が高く市の推進する事務又は事業に関連するもので、公共の福祉に寄与するものであること。

(3) 広く一般市民を対象とした事業であって、市民が自由に参加できるものであること。

(4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額であること。

(5) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について十分な設備及び措置が講じられたものであること。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用を許可しない。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的活動に関するもの

(4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの

(5) その他市長が特に不相当と認めたもの

(許可)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可を決定したときは伊予市後援名義使用許可書(様式第2号)により申請した団体の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の許可に際して、必要により条件を付すことができる。

(不許可)

第6条 市長は、後援名義の使用を適正でないと認めたときは、申請した団体の代表者に対し、伊予市後援名義使用不許可通知書(様式第3号)により、不許可の理由を明記して通知するものとする。

(届出)

第7条 第5条の規定による許可を受けた団体(以下「許可団体」という。)の代表者は、申請内容に変更が生じたとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ伊予市後援名義使用変更・中止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(許可の取消)

第8条 市長は、許可団体が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。
- (2) 許可の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 許可の条件を履行しなかったとき。
- (4) その他後援名義の使用にふさわしくないと認められる行為があったとき。

2 市長は、前項により許可を取り消したときは、伊予市後援名義使用取消通知書（様式第5号）により許可団体の代表者に通知するものとする。

（事業報告）

第9条 許可団体の代表者は、後援事業が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 伊予市後援名義使用事業報告書（様式第6号）
- (2) 収支決算書（収支予算書を提出した場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成23年10月1日告示第116号）

（施行期日）

1 この告示は、平成23年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に後援名義使用許可の申請を受理しているものに係る申請及び許可手続については、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月15日告示第10号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式は、この告示による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則(令和5年9月22日告示第182号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年9月22日から施行する。

伊予市後援名義使用許可申請書

年 月 日

伊予市長 様

〒

住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

下記事業について、後援名義の使用の許可を受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

1 事業の名称	
2 主催者(共催者)	
3 目 的	
4 期 日	
5 会 場	
6 予定入場者数	
7 後援依頼先	
8 入場料・参加費等	
9 出演者・出品者等	
10 事業概要	
11 その他	
12 連絡先	住 所:〒 職氏名: TEL: FAX:

(誓約事項) この申請をするに当たり、本事業に暴力団が関与していないことを誓約します。

なお、暴力団と関係がないことについて、市が必要と認める場合には、調査することに同意します。

(記入上の注意) 2 主催者が複数の場合は、全て記入すること。

7 後援依頼先については、全て記入すること。

また、申請中又は決定の別を記入すること。

8 入場料等については、資料代等も記入すること。

※新規の後援申請については、定款、会則等その団体の概要を示す書類を添付すること。

様式第2号(第5条関係)

伊予市後援名義使用許可書

第 号  
年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付で申請のあった後援名義の使用について、下記の条件を付して許可します。

記

1 後援事業名

2 実施日又は期間

3 実施場所

4 許可の条件

- (1) 名義使用は、申請された事業についてのみ許可する。
- (2) 必要に応じ、事業報告書、事業の決算書を提出すること。
- (3) 事業の実施に関し発生した事故については、一切の責任を負わない。

様式第3号(第6条関係)

伊予市後援名義使用不許可通知書

第 号  
年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付けで申請のあった下記の事業について、後援名義の使用を不許可としたので、通知します。

記

- 1 後援事業名
- 2 申請団体名
- 3 実施日又は期間
- 4 実施場所
- 5 不許可の理由

伊予市後援名義使用変更・中止届出書

年 月 日

伊予市長 様

〒  
住 所

団体名

代表者 職・氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた事業の( 変更・中止 )について、次のとおり届け出ます。

事業の名称	
変更内容	<変更前>
	<変更後>
理由	
備考	

様式第 5 号(第 8 条関係)

伊予市後援名義使用取消通知書

第 号  
年 月 日

様

伊予市長



年 月 日付け第 号により許可した後援名義の使用について、取り消したので、通知します。

記

1 後援事業名

2 申請団体名

3 実施日又は期間

4 実施場所

5 取消の理由

## 伊予市後援名義使用事業報告書

年 月 日

伊予市長 様

〒  
住 所 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 職・氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で使用許可を受けました後援事業が終了しましたので、その実施概況を次のとおり報告します。

1 事業の名称	
2 開催期間	
3 開催場所	
4 参加人数	主催者等 _____人 一般参加者(応募者、選手、観覧者等) _____人 合 計 _____人
5 事業経過及び結果	